

大阪広域水道企業団告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の徴収の事務の一部を次のとおり委託した。

令和4年1月18日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

1 委託事務

水道センターにおける徴収の事務

2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	事務所の所在地
泉南水道事業における水道料金等の徴収の事務及び泉南市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	第一環境株式会社関西支店	大阪市淀川区西中島六丁目8番8号	泉南市樽井737番地
阪南水道事業における水道料金等の徴収の事務及び阪南市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務			阪南市鳥取74番地の1
田尻水道事業における水道料金等の徴収の事務及び田尻町から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務			泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1
岬水道事業における水道料金等の徴収の事務及び岬町から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務			泉南郡岬町深日2000番地の1

3 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで